

令和 8 年度 奥出雲町立仁多中学校

いじめ防止基本方針

本校が実施する取組・対応

1 本校におけるいじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号：以下「法」という。）が示す基本理念及び「奥出雲町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）」第 1 章に基づき、校区の実情を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組内容等を「仁多中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した学校基本方針については、本校のホームページ等で公開する。なお、学校基本方針は毎年度見直しを行う。

※P D C Aとは Plan（計画）→Do（実行・実施）→Check（評価・検証）→Action（改善）の 4 つの流れを次の計画に生かしていくプロセスのこと。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校におけるいじめの未然防止、早期発見対応等に関する措置を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

* 「いじめ防止対策委員会」

- ①この組織は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等の校内構成員と、必要に応じて専門的知識を有する者、その他の関係者等の外部構成員で構成する。
- ②この組織は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、いじめの防止等の中核として位置付ける。また、定期的に開催し、いじめの見落としや対応に不十分な点がないかチェックを行うとともに、いじめの未然防止、早期発見対応等に努める。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりや組織的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止に全ての教職員が取り組んでいくことが重要である。未然防止の基本とするために、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いたうえで、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり

や集団づくり、学校づくりを行っていく。

また、こうした未然防止の取組が着実に成果をあげているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数等で検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続して行う。

② いじめの防止のための取組

いじめの防止等のために、以下の点に留意して取り組むこととする。

- (ア) 小中高の連携を密にし、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- (イ) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- (ウ) 本校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、体験活動、ふるさと教育等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- (エ) いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることも踏まえ、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや支え合い高め合う学級づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。
- (オ) 本校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるように努める。また、生徒の達成感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- (カ) 人権集会を開催するなどして、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (キ) 警察署と連携し、警察職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取組を推進する。

③ 特に配慮が必要な生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の

連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- (ア) 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- (イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (ウ) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (エ) 大規模自然災害により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見対応に取り組む。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、島根県教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」（以下「県手引き」という。）等を活用した研修を行うとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を提供する。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の生徒の日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。具体的には次の取組を行う

- (i) 全クラス朝終礼時や授業中などの観察
 - 朝終礼時の際の表情、声かけ
 - 授業中の取組の様子
 - 生活ノート「あゆみ」による状況把握

- 保健室における相談等
- (ii) 個人面談（教育相談）の実施
 - 教育相談週間の設定（５月、１１月）
- (iii) 生活振り返りアンケートの実施
 - 月初めに実施（毎月）
- (iv) 生活実態アンケートの実施
 - 各学期１回実施（５月、１０月、１月）
- (v) Q U調査による学級集団状況調査
 - 年間２回実施（６月、１０月）
- (vi) 家庭との連携
 - 保護者面談
 - 保護者からの情報提供

(3) いじめに対する措置（「早期対応」と「重大事態に発展させないための困難課題対応」）について

① いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会等の組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、県手引きP28～ 第4章「いじめへの対応」に準じて組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守る。

いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通

し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まずいじめ防止対策委員会等にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実認識の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、本校はためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことができるよう支援を行う。

なお、本校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にす、あるいは必要に応じて本校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導にあたっては、教育委員会と連携を取りながら出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、健全な人格発達に配慮するなど、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる安全・安心が確保されている集団づくりを進めていく。

そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

そのためにも、日常的に支え合い、高め合う学級づくりに努める。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、撮影罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(4) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

いじめへの対応については、本校に置かれたいじめの防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発し、いじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないよう教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

学校自体の雰囲気、生徒にとって居心地の良さや自尊感情・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学

校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

② 校内研修の充実

全ての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、県手引き等を活用して少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、必要に応じて学校とPTA、民生・児童委員、地域スポーツクラブ等、地域の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設ける、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 学校評価・教職員評価

学校評価において、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようにする。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においても、管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見対応の取組、いじめを認知した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することができるよう、必要に応じて実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

⑥ 法の理解増進等

保護者など町民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

4 重大事態への対応

<町の基本方針第2章3(3)「重大事態への対応」に基づいて適切に対処すること。併せて、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)」も参照すること。>

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査組織の設置

重大事態の調査を本校が主体となって実施する場合は、本校に設置されているいじめ防止対策委員会を母体とした調査組織を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導をすみやかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点>

生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

(ア) 遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの

配慮を行う。

- (イ) 在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
- (ウ) 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を実施する組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- (エ) できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- (オ) 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。
- (カ) いじめを受けた生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の共有にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

質問紙等の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(5) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。また、調査については一定の時間を要することから、中途の経過についてもできるだけすみやかに教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、必要に応じて調査結果に添える。